

検討対象物質の概要

＜測定方法、管理濃度の新規設定関係＞

物質名	規制対象	主な用途	生産・輸入量	管理濃度	日本産衛学会、ACGIH等のばく露限界(カッコは数値の採択年)	その他
三酸化二アンチモン	特化物	用途：各種樹脂、ビニル電線、帆布、繊維、塗料などの難燃助剤、高級ガラス清澄剤、ほうろく、吐酒石、合繊触媒、顔料(化学物質のリスク評価検討会報告書(第1回)、2015年)	生産量：6,845,800kg(2010年)(アンチモンの酸化物として) 輸入量：報告なし	未設定	○日本産業衛生学会:0.1 mg/m ³ as Sb(アンチモン及びその化合物、スチビンを除く)(2013年 提案) ○ACGIH:TWA:0.5 mg/m ³ as Sb(アンチモン及びその化合物)(1979年 設定)	IARC:グループ2B(ヒトに対する発がんの可能性がある)(1989年 設定) 日本産業衛生学会:2B(酸化アンチモン(III)) ACGIH:A2(三酸化アンチモン製造現場)

＜管理濃度の見直し関係(測定方法の見直しを伴う場合あり)＞

物質名	規制対象	主な用途	生産・輸入量	管理濃度	日本産衛学会、ACGIH	その他
マンガン及びその化合物	特化物	ステンレス、特殊鋼の脱酸および添加材、アルミニウム、銅などの非鉄金属の添加材および溶接棒の被覆材用が主で化学用は全体の5%前後である。 (2015年版16615の化学商品、化学工業日報社)	輸入量：53,918,111kg(2013年)	0.2mg/m ³ (マンガンとして)	○日本産業衛生学会: 許容濃度 0.2mg/m ³ (2008年提案) ○ACGIH: 0.02mg/m ³ (吸入性) 0.1mg/m ³ (インハラブル)(2013年 設定) ○EC: 0.05mg/m ³ (吸入性) 0.2mg/m ³ (インハラブル)(2011年 設定)	